

進路ブック

いざというとき、パッとみられる！

改訂版

秋田県立比内養護学校

たかのす分校

もくじ	1
1 学校、家庭で行う進路指導	2
2 療育手帳で受けられるサービス	3
(1) 交通機関の運賃割引（JR、バス等）	
(2) 医療費の援助	
3 就労継続支援A型・B型について	4
4 居宅介護事業について	5
5 手当、年金について	6
(1) 20歳未満で支給される手当	
・ 特別児童扶養手当	
・ 障害児福祉手当	
・ 療育援助費	
(2) 20歳以上で支給される手当と年金	
・ 障害基礎年金	
・ 特別障害者手当	
6 施設一覧	7
7 施設利用手続きの仕方	7
8 関係機関一覧	8

1 学校、家庭で行う進路指導

小学部	中学部	高等部
着替え、手洗い、うがいの習慣	場に応じた服装、衛生管理	基本的な作業態度
好き嫌いない楽しい食事	箸やスプーンを使ってこぼさず	マナーに気をつけた食事
元気なあいさつ	時と場に応じたあいさつ	相手との意思交換
ごっこ遊び	働くことへの関心や喜び、規則正しい生活など基本的な習慣	働く意義理解と社会生活に対する自覚
自分の意思や要求を表現	自分で相手の違いに気付き、自分の意思を適切に表現	相手との適切な関係を築き、自分の思いや意見を適切に伝える
遊びの中での体力作り	体育・作業学習等を通じた体力作り、健康管理	将来の生活を見通した体力作り、健康保持
お手伝い	家庭や学校生活における役割を継続的に実行	社会の仕組みと役割を理解し、実行
商店や公共の機関への興味関心	教師や友達と一緒に利用し、決まりやルールを体験的に知る	一人で利用する
時計に対する関心	時刻の読みとり	時刻表の利用や生活スケジュール立案、時間管理
お金の種類と簡単な買い物	お金の計算と生活に必要な買い物	計画的な消費生活を送るために必要な事柄や、労働の対価としての給与の意味を知る
中・高の先輩の様子	事業所等の見学を通して、様々な情報や職業に触れる	実習、就業・体験を通して、「生活する力」、「働く力」の向上。
目標を意識する経験と、見通しをもつ力	自分の決めた目標や、自分で課題を解決しようとする意欲	実習、事業所等見学・体験を通し、将来の自分の具体的なイメージ
土台となる力		
<p>〈身辺処理の力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄、食事、衣服の着脱、身辺の清潔（衛生）など、身の回りのことを一人で行う。 <p>〈健康保持の力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における基礎的な体力作りに取り組む。 		

※表の段階はあくまでも目安であり、児童生徒一人一人の実態により異なります。

3 就労継続支援A型・B型について

就労継続支援A型

一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供給することを目的としています。障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇用型”の障がい福祉サービスです。

就労継続支援B型

現時点で一般企業への就職が困難な障害をお持ちの方に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを提供することを目的としています。B型は雇用契約を結ばず、利用者が作業分のお金を工賃としてもらい、比較的自由に働ける“非雇用型”です。

障害者が就職するための就労支援情報サイト 障がい者就業サポートガイドより

<サービス利用までの流れ>

現行（平成27年3月31まで）	平成27年度以降 （平成27年4月1日から）
①申請（就労継続支援B型・計画相談）	①申請（就労継続支援B型・計画相談）
↓	↓
②利用意向の聴取	②利用意向の聴取
↓	↓
③サービス等利用計画案の作成 （相談支援事業所による アセスメント等）	③相談支援事業所による 1次アセスメント
↓	↓
↓	④就業・生活支援センターによる 2次アセスメント
↓	↓
④協議会等による意見	⑤アセスメント結果の協議
↓	↓
↓	↓
⑤支給決定	⑥サービス等利用計画案の作成
↓	↓
⑥サービス利用	⑦支給決定
	↓
	⑧サービス利用
※アセスメント…事前評価や査定	

※特別支援学校高等部生徒の場合、職場実習等で2次アセスメントを行う。

就労継続支援B型サービス利用料

原則、就労継続支援B型事業に係るサービス費用の1割を自己負担。
利用者本人とその配偶者の所得に応じた自己負担の上限月額あり。
その他、食費等の実費負担あり。

4 居宅介護事業について

家事の援助や身体の介護など、日常生活の援助を行うホームヘルプサービスを利用できます。ただし介護保険の対象となる方は、原則として介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用をすることになります。

■対象者

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病患者等

■サービスの種類

種 類	支 援 の 内 容
身 体 介 護	入浴、排せつ、食事、服薬等の介助を行います。
家 事 援 助	調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を要する人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や、外出時の移動等、総合的に支援します。
行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動するとき必要な支援を行います。
同 行 援 護	視覚障害により移動に困難を有する人に同行し、移動に必要な支援を行います。
移 動 支 援	外出時の移動に制限がある身体障害者、知的障害者等の移動を支援します。
生活サポート	一時的に支援が必要な障害者等の生活支援、家事援助を行います。

■自己負担額

原則として国又は市で定める基準額の1割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限額があります。

■必要書類

- ・申請書
- ・世帯状況・収入・資産等申込書
- ・本人の収入額がわかるもの
- ・障害者手帳
- ・その他必要な書類
- ・印鑑

■申込先

- ・福祉課 地域障がい福祉係
- ・各総合窓口センター 市民生活係

※障害支援区分の認定調査等を実施した後にサービス利用にかかる支給決定が行われ、「受給者証」が交付されます。利用者は指定事業所・施設に受給者証を提示して、契約によりサービスを利用します。（移動支援、生活サポート事業を除く）

2 療育手帳で受けられるサービス

療育手帳は、障害福祉サービス等を受ける際に必要です。手帳を受給することで、就職する場合にも、利点があります。

(1) 交通機関の運賃割引

手帳所持者及び介護者の運賃が割引になります。利用する際は、手帳の提示が必要です。

交通機関	対象者	内容
J R ・ 私鉄 (全国)	手帳A 介護者	半額：距離に関係なく、乗車券、急行券、定期券、回数券 ※小児定期乗車券を除く。 ※手帳所持者単独で利用する場合、片道 100 キロを越える乗車券のみ半額となる。
	手帳B (本人のみ)	半額：片道 100 kmを越えた場合の乗車券
バス (県内のみ)	手帳A 介護者	半額：距離に関係なく。定期可。 介護者は、市福祉事務所、役場福祉担当課からバス運賃割引証をもらう。
	手帳B (本人のみ)	半額：距離に関係なく。定期可。
航空	※各航空会社によって違いがありますので、航空券購入時にご確認ください。	
旅客船	※各会社によって違いがありますので、旅客船の切符購入時にご確認ください。	
タクシー (県内)	手帳A、B	1台 10%割引：距離に関係なく。 ※県外で利用の際は、乗車時にご確認ください。
有料道路 (全国)	手帳A 介護者	半額：介護者が運転する場合。事前に市福祉事務所、役場福祉担当課で手続きが必要。

(2) 医療費の援助

制度名	対象者	内容	窓口
福祉医療費の 支給	手帳A	福祉医療費受給者証交付申請。 保険適用後の医療費の自己負担を助成。 ただし、本人が社会保険に加入している場合は、所得制限あり。(通称マル福) 対象医療：入院、外来、歯科、薬局での 保険適用分	〈北秋田市〉 市民課国保年金係 (社会福祉課) 〈上小阿仁村〉 住民福祉課 税務保険班

5 手当、年金について

厳密には、手帳がなくても医師の判断により、障害の程度が該当すると、受給可能です。他の制度も利用できる点で、手帳と手当の申請は、同時にした方がよいでしょう。ただし、手帳とは判定基準が異なるので、療育手帳所持者でも支給されない場合があります。

(1) 20歳未満で支給される手当

※平成27年4月現在

制度名	区分	受給額	受給者	支給条件等	窓口
特別児童扶養手当	1級(重度)	51,100円 (月額)	保護者	施設入所者、養育者の所得が限度額を超える場合は支給されない。 ※Bで受給不可あり。	〈北秋田市〉 福祉課 地域障がい 福祉係
	2級(中度)	34,030円 (月額)			
障害児福祉手当 (上記特児と合わせて受給可能)		14,480円 (月額)	保護者	重度で、特に介護を要する在宅障害児。 本人及び扶養義務者の所得が限度額を超える場合は支給されない。	こども福祉係 〈上小阿仁村〉 住民福祉課 住民福祉班

(2) 20歳以上で支給される手当と年金

制度名	区分	受給額	受給者	支給条件等	窓口
障害基礎年金	1級(重度)	975,100円 (年額)	本人	本人の所得が、年額4,621,000円以下であれば受給可能。ただし、年額360,4000円以上の場合は年金額の2分の1相当額に限り、支給停止。 ※就職していても、障害の程度が該当し、所得が限度額以下であれば受給可能。 ※施設入所でも受給可能。	〈北秋田市〉 市民課 国保年金係 〈上小阿仁村〉 住民福祉課 住民福祉班 ※申請は、20歳の誕生日の前日から可能。
	2級(中度)	780,100円 (年額)			
特別障害者手当		26,620円 (月額)	本人	重度で、特に介護を要する在宅障害者。 ※本人、扶養義務者の所得制限あり。	〈北秋田市〉 福祉課 地域障がい福祉係 〈上小阿仁村〉 住民福祉課 住民福祉班

6 施設一覧

施設名	利用可能サービス		住 所	電話番号
	日中一時支援	短期入所		
吉野の郷 児童棟	○	○ ★	七日市字家向 46-1	66-2300
愛生園	○	○ ★	上杉字金沢 240	78-3182
厚生園	—	○ ★	上杉字金沢 217	78-3183
友生園	★	○ ★	北秋田郡上小阿仁村福館友倉 79-11	0186- 77-3051
虹のいえ	○	○ ★	山本郡藤里町矢坂字下一の坂 2-1	0185- 79-1234
めぐみ園	—	○ ★	能代市二ツ井町荷上場字グミノ木 171	0185- 73-4070

○北秋田市に住民票がある場合のみ利用可能

★上小阿仁村に住民票がある場合のみ利用可能。

7 施設利用手続きの仕方

※施設入所の場合は異なります。

内 容	場 所	そ の 他
相談 ↓	・北秋田市 地域障がい福祉係 ・上小阿仁村役場	困っていることや、どんなサービスを受けたいか具体的に話してください。
申請 ↓	・北秋田市 地域障がい福祉係 ・上小阿仁村役場	申請書類などの必要なものを準備していく。
判定 ↓		
受給者証発行、交付 ↓		自宅に送付または、福祉事務所に取りに行く。
施設との契約 ↓	利用したい施設	見学や実習等を通したり、施設職員とよく話し合ったりし、子どもの気持ちを考えて決定します。
利用開始		利用が始まります。 利用後も、施設職員と情報交換しながら利用を続けていくこととなります。

8 関係機関一覧

	団体名	住所	電話番号
就業関係	ハローワークたかのす	北秋田市鷹巣字東中岱 26-1	0186-60-1586
	障害者職業センター	秋田市川尻若葉町 4-48	018-864-3608
	秋田県北障害者 就業・生活支援センター	大館市泉町 9-19	0186-57-8225
医療・福祉関係	医療療育センター	秋田市上北手百崎諏訪ノ沢 3-128	018-826-2401
	中央児童相談所	秋田市新屋下川原町 1-1	018-862-7311
	北児童相談所	大館市十二所字平内新田 237-1	0186-52-3956
	秋田県福祉相談センター	秋田市中通 2 丁目 1-51	018-831-2940 (相談専用ダイヤル)
	医療健康課 (保健センター)	北秋田市宮前町 9-69	0186-62-6666
	北秋田市福祉事務所 福祉課 地域障がい福祉係	北秋田市花園町 19-1	0186-62-6637
	上小阿仁村役場 住民福祉課 健康推進班	北秋田郡上小阿仁村 小沢田字向河原 118	0186-77-3008
生活支援関係	障がい者 生活支援センター ささえ	北秋田市宮前町 9-67	0186-60-1150
	秋田県北障害者 就業・生活支援センター	大館市泉町 9-19	0186-57-8225

編集・発行 秋田県立比内養護学校たかのす分校 進路指導部

編集者 佐藤正好、小畑巖、岩澤有希子、岩谷哲子（初版）
加藤宏和、藤本博明、石川瞳、関麻有、門間陽子、成田高子、館山奈穂子
(改訂版)

発行年月 平成25年4月（初版）
平成27年6月（改訂版）

《参考・引用させていただいた資料》

- ・「自立への一歩」進路のてびき 第3版（平成14年度版） 秋田県立比内養護学校
- ・「障がい者福祉サービスのしおり」 北秋田市
- ・「ひとりひとりの自立とよりよい社会参加をめざして」進路指導ガイド No.9 秋田県教育委員会
- ・特別支援学校における進路指導ガイド〈第10版〉 秋田県教育印会